

令和3年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和3年5月25日(火曜日)

○日時 令和3年5月25日 午前10時12分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正
予算中、所管分

○出席委員(8名)

委員長	立崎 聡 一
副委員長	松浦 敏 司
委員	石垣 直 樹
	小田部 照
	川原田 英 世
	栗田 政 男
	澤谷 淳 子
	山田 庫司郎

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達 也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(6名)

金 兵 智 則
近 藤 憲 治
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
村 椿 敏 章

○説明者

副市長	後藤 利 博
観光商工部長	伊倉 直 樹
観光課長	高井 秀 利
商工労働課長	北村 幸 彦
観光商工部参事	高橋 勉
観光商工部参事	高橋 優 紀

○事務局職員

事務局 長	林 幸 一
次 長	石 井 公 晶

総務議事係長

法師人 絵 理

総務議事係

早 渕 由 樹

午前10時12分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから、総務経済委員会
を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案1件につ
いて審査いたします。

それではまず初めに、議案第1号令和3年度網走
市一般会計補正予算中、新型コロナウイルス営業継
続支援事業、社交飲食店応援金給付事業と、営業継
続応援金給付事業について、一括して説明を求めま
す。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料2ページを御覧
ください。

令和3年度一般会計補正予算商工振興費、新型コ
ロナウイルス営業継続支援事業について御説明申し
上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、国の新型コロナ
ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、
厳しい状況にある社交飲食店と、経営が悪化してい
る事業者を応援するため、必要な経費を追加補正す
るものでございます。

初めに、①社交飲食店応援金給付事業ですが、経
費の内訳は、応援金の給付に係る事務費として、印
刷費などが5万9,000円、郵送料などが4万1,000
円、応援金は1店舗当たり10万円、240店舗を見込
み2,400万円とし、事業費の合計は2,410万円でご
ざいます。

次に、②営業継続応援金給付事業ですが、経費の
内訳は、応援金の給付に係る事務費として、印刷費
などが2万5,000円、郵送料などが4万2,000円、申
請受付業務の委託料として106万3,000円、応援金は
1事業者当たり10万円、対象事業者数を統計資料か
ら約1,380社、申請割合を5割と見込み6,900万円と
し、事業費の合計は7,050万円でございます。

2、補正額、(1)歳出予算、①社交飲食店応援
金給付事業は2,410万円で、財源は全て国庫補助金
でございます。

次に、3ページを御覧ください。②営業継続応援
金給付事業は7,050万円で、財源内訳は国庫補助金

が3,556万4,000円、基金繰入金が3,493万6,000円です。

(2) 歳入予算は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に4ページを御覧ください。

3、事業の概要ですが、(1) 社交飲食店応援金給付事業は、給付対象を現在実施している社交飲食店応援お食事券の取扱い事業者とし、別途補正予算計上しております、宿泊施設応援金の受給対象事業者は除きます。応援金は1店舗当たり10万円といたします。

(2) 営業継続応援金給付事業では、次の要件を全て満たす場合に、1事業者当たり10万円の応援金を給付するもので、国の一時支援金、月次支援金及び北海道の特別支援金と重複受給を可能といたします。

対象要件は、①法人では市内に本社が所在すること。

個人事業者では、代表者住所が市内にあること。

②市内に店舗、作業所、事務所などを有していること。

③2019年または2020年の事業収入があること。

④2019年比、または2020年比で、本年4月、5月、または6月の売上げが20%以上減少していること。

⑤総務省の定めによる産業分類により、対象外を記載のとおりとし、これ以外を対象といたします。

⑥社交飲食店応援金及び宿泊施設応援金の受給対象事業者でないことといたします。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 まず、緊急事態宣言が発令されて、非常に素早い段階で、このように支援策をまとめていただいたことに、感謝を申し上げたいというふうに思います。

その上で、まず基本的なことについてお伺いしたいのですが、今日の新聞でも、コロナによる倒産件数が出ていましたが、多分ぎりぎりのラインで、何とか事業を維持しているという会社が相当数あるというふうに僕は認識しています。

そういった中で、資金ショートをしないように、しっかりと支援をしていかなきゃならないということで、官民挙げて、努力をされている段階にあるという中での現金給付という支援なのですが、この支

援は位置づけとして、これまでも一体とした、コロナによって非常に厳しい経済状況の弊害を受けている事業者に対する支援として、どのような位置づけなのか。

まずは、一時的に何とか頑張ってくださいという意味合いの応援金ということで理解していいのか。

なので、これから先も様々な支援をしていく中での一つなのか、それともこれは単発で、ほかのものとは関係なく、とりあえず10万円を配りますよということだけを考えているのか。

全体的なコロナ対策の中での位置づけを、ちょっとどのような認識でいるのかお伺いします。

○北村幸彦商工労働課長 今回補正予算で計上しています一時金、応援金につきましては、昨年から続きますコロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化していること。

また、国の緊急事態宣言が出たことも重なりまして、やはりここでは迅速な応援金が必要だということで、まず、今回応援金という形で給付したいと考えております。

今後につきましては、ちょっと状況をですね、どのような感染状況の拡大とかですね、その辺を踏まえた中で、今後については検討していきたいと考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

今後、また緊急事態宣言もさらに延長されるというような想定もある中でということなので、これからも継続して支援策はどんどん考えていかなければいけないという中での、まずは迅速にという答弁だったのかなというふうに思うのですが、迅速というところで、ちょっとまずお伺いしますが、それぞれ二つ事業が入っていますけれども、給付の時期はいつ頃になるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 このたびの応援金につきまして、まず社交飲食店の応援金につきましては、こちらはですね、飲食店につきましては非常に影響が大きいという認識のもとですね、早急に手続きしまして、明日振り込む予定で、今事務を進めています。

これは、補正予算が可決されたという前提のもとで進めております。

営業継続支援金につきましては、申請のほうを会議所のほうにですね、申請の委託という形で行いたいと思っております。

申請時期につきましては、早い段階で進めたいと

思いまして、今、協議を進めている最中でございます。早ければ6月早々にはですね、受付会場を開きまして、申請があり次第、該当する方には速やかな給付をしたいと考えております。

○川原田英世委員 もう明日には振り込める準備が、まず社交飲食店応援金についてはできているということで理解しました。

②のほうの給付について、できるだけ時期を早めていってほしいというのは僕の願いでして、それに対してはやっぱりですね、4ページにある(2)の、④の20%以上減少しているところ、これを証明させるのに、やっぱり時間がかかるのではないのかなと思うのですね。

これは抜いてもいいのではないかと、僕は思っているのですけれども、どういった見解でしょう。

○北村幸彦商工労働課長 営業継続の応援金につきましては、コロナウイルスのですね、影響を受けている事業所につきましては、影響を受けている事業所、ない事業所、それぞれ混在するというところでございまして、一定の条件が必要というもつで20%という線引きをしたところでございます。

○川原田英世委員 ちょっとそこは、また議論かなと思っておりますが、もう一つ確認したいのをまず先に確認させていただきたいのですが、この②番の営業継続応援給付事業だけ、国の交付金以外にもふるさと基金を繰り入れるということなのですか、これも何か理由があるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 こちらの財源につきましては、昨年から国のほうで臨時交付金が配分されているところでございますけれども、もちろん配分額を、予算ベースで全部使い切ったというところでございます。足りない部分をふるさと寄附金の財源としているところでございます。

○川原田英世委員 使い切ったということですね。

ただ、国も緊急事態宣言という状況に至っている地域には、やっぱりしっかりと支援をしてほしい、支援があってこそその緊急事態宣言だと僕は思うので、順番が逆だろうと思うのですけれども、そういった中で、これから先も多分国の支援は当然あるべきだと僕は思っているのですが、そういった場合は、これは前回、昨年みたいに、基金を1回繰り出したけれども、また戻すということも想定されているのか、そこを確認したいのですが。

○北村幸彦商工労働課長 現在の段階では、国からの臨時交付金の追加という情報はないのですけれど

も、もしあった場合は、財源補正ということも考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

本当に、緊急事態というふうに、コロナになってからもう1年以上たつて、まだ感染が全く減少しない、島国の中のさらに島国のこの北海道で、感染をコントロールできないというのは、これはまさに人災ですよ。

まさに人災なのです。

なので、そこはしっかりと支援をしていかなければならない、国を挙げてやっていかななくてはならないということで、網走市として、最大限努力をしていただいているというふうに思うのですけれども、これは国に対してですけれども、本当に責任感を持ってやってほしいなというふうに思っています。

そういった中で、さっきの話に戻ります。

20%以上減少していることをまずは、事業者は証明しなければいけなくなってしまうということですよ、これを書いているということは。

どのような形で証明するようなスキームになるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 まず収入の確認でございますが、まず、2019年、2020年につきましては、申告書によるですね、月の収入を比較いたします。

今年の収入につきましては、各事業所がお持ちになっている帳簿等で売上げを確認させていただきたいと思っております。

○川原田英世委員 わかりました。

ということは、これまでのように、昨年の確定申告だとかそういったもので証明できるものが、昨年、さらにはその前の年のと、今年のはあくまでも会計ソフト等で入力しているものをそれぞれ出さしていただくということで、迅速に進めていくということですね。

それで、20%以上減少、このことでやっぱり今聞いていても、やっぱり時間がかかるのではないのかなと思うのですよ。

商工会議所ではちゃんとチェックできる体制というのは、十分にあるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 昨年もですね、営業継続支援事業ということで、30%の減少幅ということで支給をさせていただいております。

昨年まず商工会議所のほうでお願いしまして、事務のほうを処理していただいておまして、今年も協議した中では対応できるという話をいただい

りますので、その辺は大丈夫だと認識しております。

○川原田英世委員 わかりました。

できるだけ早くできるようにしていただきたいですし、僕は20%以上減少ということであればもう自己申告でコロナの被害で大変ですという、何か書面にサインしてもらっただけでもいいのではないかなと正直思っちゃうくらい、とりあえず大変なところにはできるだけ早く給付してあげてほしいなという思いでいましたので、それとは別に、やっぱり資金ショートを起こしそうな企業には、またさらなる支援は必要なのですが、これは応援金という位置づけですので、応援金ということであれば、あまり審査とか厳しく何かをすとかそういうことよりも、できるだけスピード感を持って取り組むということを、まず一番念頭に置くべきではないかなというふうに思ったので、ちょっと何点か伺いましたけれども、とは言え、ルール上20%と決めたということであれば、そこには異論はないのですが、今言ったように、できるだけ早くやってほしいということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○山田庫司郎委員 1点だけお聞きをしたいのですが、今回の市の対応を含めてですね、速やかに対応していただいたことに対しては、とても私もですね、感謝申し上げたいというふうに思います。

ただ、国の財源で道が支援するのか、その辺の仕組みがちょっと詳しく見えないのですが、今回の緊急事態宣言に関してですね、道の支援というのが、具体的に決まったのかどうか全く見えてこないのですが、もし情報があれば。

○北村幸彦商工労働課長 緊急事態宣言が出まして、北海道から、こちらで言いますと、営業の時短要請が出されております。

こちらは詳細につきましてはですね、申請時期とかはまだ定かではないのですが、内容といたしましては、対象施設は飲食店、遊興施設、結婚式場という形でございます。

要請内容につきましては、営業時間が午前の5時から午後8時までの時短要請ですね、酒類の提供につきましては11時から午後7時までという形の要請に従った飲食店につきましては、1日当たり2万5,000円から7万5,000円までの幅で支援金が当たると、そういう情報でございます。

○山田庫司郎委員 やはりテレビ等出ている、2万5,000円から7万5,000円と、この数字しか今把握してないですね、網走市としても。

例えば、面積がいくら以上はいくらくらいとか、そういう具体的なまだ全然出てきていないということでもよろしいでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 面積要件というのはですね、札幌市を含む小樽市、旭川市の大規模な商業施設とかですね、そういうところが対象になりました、こちらのほうではそういう大きな商業施設は対象となっておりますので、札幌方面のほうであれば、その面積要件で、面積に応じての支援金というのはあるのですが、こちらのほうは網走市は一応対象になっていない状況でございます。

○山田庫司郎委員 これで、また緊急事態宣言がもし延長になれば、国なり道の支援というのは、最終的に終わってからの申請になるのか、僕もわかりませんが、相当やっぱり遅く支給されるという可能性が今までの経過も含めてありますから、具体的な方向が見えたときに、先ほどからも出ていますけれども、やはり市としてもですね、先駆け、前倒しで、いろいろなこともやっぱりこれから対策していかなければならない状況というのは、もう既に出てきているかなというふうに思いますので、今後のこともいろいろ大変でしょうけれども、ぜひ頭の中に入れながらですね、必要な対策については、ぜひ速やかに対応していただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○小田部照委員 私のほうからも何点か確認させていただきます。

まず社交飲食店応援給付事業ですが、これは明日支給される予定だということで認識いたしました。

続いて、営業継続応援給付金の事業ですが、これは商工会議所での申請が必要ということで、始まるのが6月頭なのか、支給される予定が6月頭なのか、ちょっと日程のほうの詳細について伺いたいと思います。

○北村幸彦商工労働課長 営業継続応援金の受付がですね、6月初めから、初旬から始める予定でございまして、受付してですね、該当になればですね、速やかに支払いたいと考えております。

まず、申請の受付を6月の頭からしたいと思います。

○小田部照委員 日程については理解いたしました。

先ほど川原田委員のほうからもありましたが、2の④の部分、売上げが20%減少している事業所ということなのですが、これは昨年、似たような事業で10万円給付していると思うのですよね。

例えば、そういう昨年給付を受けた事業所は、自動的に今年も申請しなくても自動的に給付されるというような仕組みのほうが、スピーディーに進んでいいのだと思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○北村幸彦商工労働課長 一応、このスキームにつきましても、国の月次支援金にちょっと倣ったような形でつくったことをごさいます。

要するにコロナウイルスの影響の長期化によってですね、どのようなことがあるかということでございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、その影響がある方、ない方、その辺が混在するという形になりますので、一応今年の状況につきましても把握した中でですね、支給をしたいと考えております。

○石垣直樹委員 ほかの議員からもありましたけれども、素早い対応で、本当にすばらしいなというふうに思います。

今新聞報道で、緊急事態宣言が延期されるのではないかとこともございますので、そちらについても、最善の策を講じていただければと思っております。

それで、この4ページのほうにですね、国の一時支援金、月次支援金、北海道特別支援金というのがございます。

私もちょっと調べてみたのですけれども、国の一時支援金のほうが、北海道の事業所、該当になるのかどうなのかなというのが、わかりづらかったのですよね。

意外と受けられるという話もあるので、こういった国や道の支援に対してもお問い合わせがあったら、しっかりと商工会議所も含めて対応していただければ、よりよいのかなというふうに思います。

それで、昨日もですね、仕事の関係で飲食店の方とお会いしました。

店を閉めていると、収入がないのでホタテの稚貝のアルバイトに行って、今日から清里の農家のアルバイトに行くのだと。

皆さん生きるために必死に働いております。

しかしながら、お店を経営していくというのは、家賃がかかったり、人件費がかかったり、本当に費用がかかります。

なかなか一人の労働では賄えない部分もあると思いますので、今後とも手厚い支援をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○栗田政男委員 私のほうからも山田委員が言っていた部分、大変重要なことなので、お願いも含めてお伺いをしたいのですが、事業者の皆さん、非常に窓口、行政というか自治体が対応してあげればすぐスムーズなのですが、片や道の場合は支庁に行ったり、直接道のほうに電話したり、いろいろと苦労している実態があります。

これはやはり、皆さんどこに聞いていいかわからないというのが、本音なのですね。

だからそういう部分で言いますと、やはり一番最初の自治体がしっかりとそれを把握して、情報をつないであげる。

そこに聞くと全てが大体網羅してわかって、どこにどういう手続きをすればいいかということぐらひは、僕はもう縦割りではなくて、しっかりと連携してやるべきではないかというふうに思うのですが、それに対して商工のほうで考え方を持っていますか。

○北村幸彦商工労働課長 国とか道の支援金、様々ございます。

市のほうでもですね、なるべく皆さんに伝わるような形の周知に努めたいと思いますが、なかなか伝わっていないという部分がございます。

その辺につきましても、商工会議所のホームページでもいろいろ周知というかですね、出してはおりますので、手法とかにつきましても会議所等も通じまして、いろいろ検討した中でちょっと工夫をしていきたいと考えております。

○栗田政男委員 商工会議所、みんなが入っているわけではないのだよね。

だから商工会議所で全てを網羅するというような、勘違いした考え方ではなくて、やはりそこはやっぱり自治体の商工が、しっかりと地元の企業、商工会議所も入っていない単独で動いている企業も含めて、つないであげる、相談窓口になってあげる、そういう対応は僕は必要だと思っています。

これからいろいろな動きの中で、当然そういう必要性も出てくると思うので、しっかりと不安になら

ないように、石垣委員が言われたように、今大変な思いで必死に耐えているというのが、現状だと思います。

そこです、道の要請も、実はその事業者の皆さんは報道でしかわかっていないのです。

書面で来たり、こういうふうには休業してくださいというのは、ニュース等で見ているしか方法がない中で、今現状としてほとんどの皆さんが、自粛をしていただいで、休業ないし時短をしていただいでいるというのが現状なのですが、当市において、市としては、時短要請だとか、休業要請みたいな形というのは、市のほうから要請しているという事実はないのです。

○北村幸彦商工労働課長 市のほうから要請するという権限もないというかですね、ありませんので、そういうことは一応していません。

○栗田政男委員 要請するというのはお願いですから、権限があるかないかという、そういう種類のことで僕はないと思っているのです。

協力をお願いすることなので、それは自治体でも十分出せることなので、現状を見た中で、道のほうにそういう縛りをかけてくれているので、自治体としてはそれに重ねてという形はとっていないという理解でよろしいですか。

○北村幸彦商工労働課長 先ほどの答弁はちょっと、表現が間違いでございました。

道からの要請につきましては市のホームページ、当市でつくっています、コロナ通信とかで、こういう道からの要請がありますという周知は行っているという状況でございます。

○栗田政男委員 それも含めて、これからの対応はしっかりとやっていただきたいのと、これは3回目になるのかな、飲食店に関しては10万円、3回…ちょっと記憶が定かではないのですが、一番最近では暮れに、年越しの応援金を支援した、そのときも臨時会を開いて出した経緯がありますが、そこでちょっと心配があるのです。

それはなぜかという、同じ金額が上程されていますけれども、その中で、もうかれこれコロナ禍で、1年以上たつわけですから、廃業されている方とかいらっしゃるのではないかなと思うのですが、今はもう仕事を完全に閉めちゃっている方で、登録だけはやめていないという方で、構造だけは生きてみたいなどころもあるのでしょうかけれども、そういう方の把握というのはできているのでしょうか。

か。

○北村幸彦商工労働課長 今現在行っております飲食店事業につきましては、登録店舗が211店舗ございます。

この飲食店事業につきましては、3月18日から行っております、昨年のプレミアム付きお食事券とは別にですね、また再登録をしていただいております。

その中で、これまでにですね、3月18日から今までの間に、換金請求が来た事業所を除く、68事業者が、まだ換金に来ていないところがありました。

一応情報をですね、調べたところですね、現地もビルとか全部見て回ったところ、張り紙をしているとかですね、郵便物があるとかそういう状況と、あと社交飲食店組合、あと網走信金さん、市内の酒屋さんとかから情報を得た中ではですね、飲食店も頑張っているという情報ないというところがございます、今回全員、登録事業者全部ですね、営業しているというように認識しております。

○栗田政男委員 それは私も前からしっかり調べて対応してほしいということをお願いしました。

そんなに悪質な人はいないと思うのですが、廃業していて、その人にまたお金が行くというのはやはり公正さという部分では、ちょっといかなものかなと思ったのでお伺いをしました。

引き続き、そういう実態調査というのはすごく大事だと、こういう事業ですから、それも含めると、さっきまた戻りますけれども、道の補助金がどれくらい来るかによって、経営のやり方が変わってくると思うのです。

先ほど、2万5,000円から7万5,000円なのですが、その面積によってどの程度、どこにどれがおさまるのかということも、ぜひとも調べていただいで、早いうちに事業者のほうに教えてあげると、緊急事態も今の流れからいきますと、もうちょっと延びそうな気配もあるので、そうするとやっぱり休業もまだ続くのかなと思うので、そういう経営に直接直結することなので、しっかり対応していただければと思います。

明日振り込める準備をしているということなので、その迅速な対応さというはすごいなと思っ、なかなか成長できたなというふうには評価したいと思います。

それとですね、先ほど20%減の話が出ていました

が、申告書だと、全て月次は出てきませんよね。

だから関係帳簿書類を調査した上で、20%減の確定をするという理解でよろしいですね。

○北村幸彦商工労働課長 確認できる書類を持ってきてもらってですね、その中で20%の減少を確認したいと思っております。

○栗田政男委員 困っている人たちへの支援なので、その辺はきっちり、19%だったらやらないとか、21%だったらやるだとかって細かい話ではなくて、それだけ大変な状況だから応援するのだという意味合いなので、ちょっとアバウトで申し訳ないのですが、そういう部分も必要なのかなと思しますので、ケース・バイ・ケースでしっかり対応していただければというふうに思います。

あとですね…引き続きいろいろなことが、対応が求められていると思います。

商工は大変でしょうけれども、とにかく、このコロナが終わるまでの間、みんなで頑張らなくちゃいけないので、網走の事業者をつぶさないというのは、非常に自治体にとって重要な課題ですから、しっかりと対応していただければというふうに思います。

ありがとうございます。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 何点か確認したいと思うのですが、他の委員からもいろいろ出て、重複しているところもあるので、一つ、今も栗田委員からお話がありました。

④の2019年、2020年という、そこと対比して、4、5、6、この三か月ということなのですが、申告書やなんかは、月々は出して、申告書そのものはないので、多分12で割るのではないかというふうに思うのですが、12で割って月平均の売上げがあって、そこと対比して、今年の4、5、6を対比すると、20%下がっているか、下がっていないかと、こんなふうに審査するのかなと私は思うのですが、その辺はどんなふうになるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 今回の営業継続応援金につきましては、昨年または前々年ですね、4月であれば、今年の4月の対比という形で、同じ月の対比ということで考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それと、帳簿をパソコンでやっている人は、すぐ出るので、私の周りの人たちは、多くは手書きなので、

その手書きの月々の売上げ台帳で、それでもいいということでもよろしいのですよね。

○北村幸彦商工労働課長 手書きでも確認できるものであれば構わないと認識しております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで川原田委員も言いましたように、やはり、これはある意味人災だと。

この北海道でこれほど感染した、感染が全道的に広がったのも、結局オリンピックとの関係で、テストマラソンをするというようなことで、本州から大量の選手団が来るというような、こういったことも影響を受けているのだろうというふうには思っています。

そこで、去年は、国が持続化給付金という形で、最高100万円というのがあって、それによって多くの飲食店や中小業者が助かっています。

今もうそれが完全になくなっちゃっているわけで、今、市から10万円、これは非常に助かります。

ただ、それだけだと生きていけない。

多くは国の今回の給付金の休業要請に基づく支援というのは、大体網走あたりだと2万5,000円が多く、ほとんどだろうというふうになっています。

それも申請もなかなか、インターネットを通じてやらなければならないということに、なるのだろうというふうに思いますし、やはり一つは、国に対して持続化給付を再度要請するということと、あと、家賃についてもね、支援するというようなことをしないと、中小いわゆる多くの飲食店はテナントですから、店を閉めていても家賃は払わなければならないということでもありますから、その辺もぜひ国に対して、強く行政から要請してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 まずですね、国の企業への支援でございますが、まず国の一時支援金という制度がございます、これは、今年の1月から3月の売上げの対比が50%以上減少したものが対象になります。

こちらは上限で中小企業が60万円、個人事業者が30万円、これは3月分までの収入で1回切って、申請自体が5月いっぱいとなっております。

5月以降につきましては、4月以降の影響につきましては、今度月次支援金という制度がございます、これは緊急事態宣言またはまん延防止重点措置が実施された月が対象となるものでございまして、その月次支援金は月ごとの支援金です。

今で言いますと、4月、5月が緊急事態宣言、まん延防止の対象になっていますので対象となりました、そちらにつきましては月ごとで、上限額が中小企業で20万円、個人事業者が10万円、さらに緊急事態宣言が例えば延長になった場合になりますと、6月も対象になってきますので、月ごと、その金額が当たるといような形になります。

あと北海道のですね、時短要請に伴う支援金でございますが、こちら、前年または前々年の5月の売上げを31で割った1日の売上げをですね、0.3を掛けたのが金額になります。

下限が2万5,000円でございます、例えば今、5月の16日から時短要請がなされていますので、5月いっぱいいきますと、1日2万5,000円でございますので、最低で40万円、最高で120万円が当たるとい形になります。

これがまた6月も延長になればですね、緊急事態が発令されている期間は対象となってくるようになります。

○松浦敏司委員 わかりました。

今、やはり国の支援が2万5,000円から7万5,000円とかいろいろあって、やはり一般の商売をやっている人たちは、一体自分はこの対象になるのだといような不安を聞きます。

そういう意味では、制度そのものがなかなか周知されていないとわからない、そういう意味では、国の責任ではあるのだけれども、やっぱり網走市としても、そういった人達に対してこういう制度をわかりやすく、何かお知らせするのとも方法ではないかと。

どうしていいかわからなくて、うちはどうなのだというような状況を放置するのはやっぱり良くないし、そんなことをしていると経営がもたないということになりますので、その辺ぜひ周知していただきたいなということを要望して終わります。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○澤谷淳子委員 一つだけ確認させてください。

今、まだ社交飲食店の方たち、明日振込されることを知りませんよね。

通知は、私たちが今日これを決定したら、口コミで教えてあげるのが一番早いと思うのですが、通知はどのように行くのでしょうか。

お金、明日届いちゃって、そのあとに通知が行くのですか。

○北村幸彦商工労働課長 社交飲食店の応援金につ

きましては、昨日ですね、発送しております。

内容については、10万円支給なのですけれども、今日開催されます臨時議会での議決が要件ですとい形の通知はさせていただきました。

○澤谷淳子委員 失礼しました。

ありがとうございます。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、続きまして議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、新型コロナウイルス営業継続支援事業、宿泊施設応援金給付事業について説明を求めます。

○高橋勉観光商工部参事 議案資料5ページを御覧ください。

令和3年度一般会計観光振興費、宿泊施設応援金給付事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者が激減している宿泊施設に対し、事業活動の維持、継続のため応援金を給付する経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、宿泊施設に対する応援金として、280万円を計上するものでございます。

次に、2の補正額の歳出予算は記載のとおりで、補正額280万円、財源は全て国庫補助金でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

現在、宿泊需要の喚起と地域経済の活性化を図るため、三つのキャンペーン事業、一つ目はOTAを活用した割引クーポン事業、網走割キャンペーン事業、二つ目として長期滞在宿泊助成事業、さあ、ホテルで暮らそうキャンペーン事業、三つ目に東北海道圏を中心に、道内居住者をターゲットとした助成事業、網走に泊まって遊ぼうキャンペーン事業、この三つを展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、5月14日から、これら三つの事業を停止している状況でございます。

事業の内容としましては、市内宿泊施設のうち、当該三つの事業のいずれかに参画している施設が28ございまして、対象事業者1施設につき10万円を応援金として給付するものでございます。

本事業での応援金給付対象とならない宿泊施設につきましては、営業継続応援金給付事業に申請することができることとなります。

なお、本応援金給付事業の対象となる宿泊施設については、営業継続応援金給付事業との重複はできないということになります。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 わかりました。

これも、ちょっと状況、内容を確認していきたいと思いますが、まず初めに緊急事態宣言が出て、大量のキャンセルが発生しているというふうに思うのですが、どの程度影響が出ているというふうに把握しているのかお伺いします。

○高橋勉観光商工部参事 今回の部分でのキャンセルの状況については、ちょっと現時点では把握できておりませんが、札幌市ですか、まん延防止等措置をとられたとき、網走市的にどのような影響がございますかということで、ちょっと聞き取り調査を行った経過があるのですが、その時点では特に影響ございませんというようなお話を聞いております。

○川原田英世委員 そのときは影響なかったというのは、やっぱり北海道の支援だとかそういったものがあって、人は動いていたのかなということだったのですかね。

ここに来て聞いていると、ほとんどの宿泊施設、平日は閉鎖したりだとか、日に限ってかろうじて開けるっていう形になっているのだと思うのですが、そういった状況は特段把握していない状況なのですか。

○高橋勉観光商工部参事 現時点では、詳細の聞き取り調査等はですね、行えていない状況です。

○川原田英世委員 わかりました。

そういった状況はわからないけれども、取りあえず応援金をまずは支給したいということだと思うのですが、これも時期的にはいつ頃になるのかお伺いします。

○高橋勉観光商工部参事 先ほどの社交飲食店応援金給付事業と同様にですね、明日5月26日に支給する予定でございます。

○川原田英世委員 素早い対応に感謝をしたいというふうに思います。

しかしながら、この宿泊事業者の状況、社交飲食店と同様、相当厳しいものがあり、もう既に延長するのではないかとこの緊急事態宣言下で、さらなる支援が当然必要だと思っておりますが、このこと

についてはどのような見解でいるのか伺います。

○高橋勉観光商工部参事 もともとゴールデンウィーク明けの5月のこの時期は、宿泊の閑散期と言いますか、どうしても宿泊客が減ってしまうという時期ということで、先ほど御説明した三つのキャンペーン事業を打って、網走に泊まっていたらという政策を展開していたところですが、こういった事情によりまして、今現在、この事業自体を停止させていただいております。

取りあえず、取りあえずという言い方はおかしいのですが、まず、早急に、迅速に応援金を支給させていただくというのが第一と考えました。

今後についてはですね、コロナウイルスの感染症の拡大の状況、あるいは、今の状況がですね、どういった展開になっていくのかということを見ながらですね、今後のさらなる助成策等についても検討していかなければならないと考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

それで、実施できなかった3事業、その予算をですね、とりあえず現金給付に振り当てるだとか、こういった応援金として、各事業者の規模ごとに振り替えるだとかですね、そういったことも検討してもいいのではないのかなというふうに思います。

当面の間、宿泊ですね、振興させるような事業というのはなかなか打てる状況にはないのだと思いますので、中止するのであれば、財源の振替などでも、困っているところにはしっかりと支援をしてほしいというふうに思っています。

期待が大きかったのですよね。

反響もすごく大きかったので、新しい北海道スタイルの旅割とのセットで、格安で網走に泊まれるというので、相当引き合いの声があったのですが、それは全部潰れたということで、かなり影響が出ていますので、であれば、僕は一度補正予算で通った事業も考えてもいいのではないかなというふうに思うのですが、そういったことの検討というのは、これからされる考えがあるのか伺います。

○高橋勉観光商工部参事 ちょっと説明の仕方が、うまくできていなかったのかもしれませんが、現在三つの事業、停止しているということでございますけれども、これは、緊急事態宣言の関係で移動制限がかかっている期間はですね、停止しますということでありまして、今後、5月いっぱい、今のところですが、その後、移動制限が解除された段階ではですね、この事業は停止を解除しまして、また

スタートさせるというふうな考え方をしております。

期間についても、後ろのほうを定めている事業もございますけれども、それについても、前回の委員会の中でお答えしたとおり、柔軟に対応していきたいという考え方をしております。

○川原田英世委員 わかりました。

なので、振興策はわかるのですけれども、まだまだ緊急事態が延長していくようであればですね、そのほかの支援策も考えてほしい。

それで財源に困るようなことがあれば、一時的に積んでいた財源を活用してもいいのではないかなという視点でちょっと伺ったところですけども、いずれにしても、支援策は検討していただきたいというふうに思います。

それで、ちょうど各事業者には、今ちょうど固定資産税の請求書が届いている段階なのですね。

建物の部分に関しては、多分相当数の企業が減免の申請をしていて、固定資産税自体、大分例年よりは低い金額の請求書がいつていると思うのですが、宿泊事業者がどの程度減免措置を受けているのかわかりませんが、宿泊事業者にとって、固定資産税のウエイトってすごく大きいのですよね。

なので、そういった支払い関係が、これから税の関係がドドンと来るのですよ。

キャッシュのやりくりに相当困る時期なのですよ。

なので、10万円は、本当にスズメの涙といたらどうなのかということですけども、固定資産税代にもならない、4期に分かれている、1期目の固定資産税代にもならないだろうと、土地の分だけで計算しても…くらい厳しい状況にあるのではないかなというふうに想定されます。

減免がどこまで効いているかどうかは、それぞれの事業者によって違うのだと思いますが、なので、まずはこれ10万円、早急にやっていただくというふうな感謝を申し上げます。

そして、そういった状況もしっかり聞き取りしながら、早急に次の支援策を検討していただきたいというふうに思うのですが、最後にそのことについて、どのような見解か伺いたいと思います。

○高橋勉観光商工部参事 今の現状としてはこのような、応援金を給付させていただくと。

今後コロナ、先ほどの答弁と重複する部分があるかと思いますが、今後についてもですね、状

況に応じたですね、支援策を考えていかなければならないのかなと思っております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

以上をもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時03分閉会